

富労基発 1024 第 2 号の 2  
令和 4 年 10 月 24 日

関係団体の長 殿

富山労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

### 産業標準の改正について（公示）

平素より富山労働局の行政運営に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、下記 1 の日本産業規格が別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり改正され、この旨、令和 4 年 9 月 25 日付け官報をもって公示されたところです。

下記 2 の内容につきまして、貴団体加盟事業場に対し周知をお願いします。

記

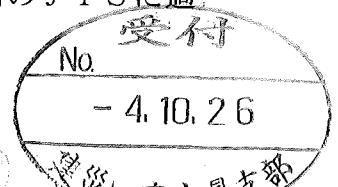
#### 1 改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)	
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第 1 部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いる試験装置	T 8125-1
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第 2 部：脚部防護服	T 8125-2

#### 2 改正前の JIS に適合した脚部防護服の取扱いについて

##### （1）令和 5 年 12 月末までの期間

J I S T 8125-2 は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号）4 (1) において引用しているところ、令和 5 年 12 月末までの間、改正前の J I S に適



合したものは同ガイドラインを満たすものとして差し支えないこと。

(2) 令和6年1月以降

令和5年12月末までに使用を開始した改正前のJISに適合した脚部防護服は、令和6年1月以降可能な限り早期に改正後のJISに適合したものに切り替えることが望ましいこと。

( 公 印 省 略 )

4 産 調 標 第 2 7 号

令 和 4 年 8 月 2 2 日

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

日本産業標準調査会会长

日本産業規格 T 8 1 2 5 - 1 手持ちチェーンソー使用者のための防  
護服－第1部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いる試験装置 外1  
件の改正について（答申）

さきに付議された別紙1の日本産業規格の改正案について、慎重に審議した結果、  
別紙2のとおり改正すべきことが議決されましたので、その旨答申します。

改正すべき産業標準（日本産業規格）の名称及び番号

規格名称	規格番号
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第1部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いる試験装置	T 8125-1
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第2部：脚部防護服	T 8125-2

## 産業標準等調査審議報告書（制定・改正）

## 制定・改正の別

改正

## 産業標準案(制定)・日本産業規格の改正案(改正)の番号及び名称

規格番号 JIS T8125-1

規格名称 手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第1部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いる試験装置

改正の場合、現行規格名称 手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第1部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いるフライホイール駆動式試験装置

## 主務大臣

経済産業大臣、厚生労働大臣

## 制定・改正の内容等に関する事項

- ・制定・改正の必要性及び期待効果

## 【必要性】

この規格は、個人用防護具の手持ちチェーンソーによる切断抵抗性の評価に使用するフライホイール駆動式試験装置について、ISO 11393-1:1998を対応国際規格として2008年に制定された。その後、対応国際規格は2018年に改訂され、技術の進歩に対応した新しい形式のチェーンに関する規定を追加すると共に、試験機の校正方法が変更された。さらに、チェーン張力測定方法が追加されるなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との乖離をなくすとともに、近年の技術の実態に即した内容とするため、JISの早期改正が必要である。

また、国内動向として、平成30年3月にJISを引用した「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項が改正されるとともに、労働安全衛生規則が改正され、チェーンソー作業者における下肢防護服の着用が義務づけられている（令和元年8月施行）。このような規則等の改正に伴い、そこに規定されている伐木作業時に使用するチェーンソー用の脚部防護服についても、最新の技術に即した試験装置による評価を行う必要があり、この意味でもJISの早期改正は必須である。

## 【期待効果】

国際規格に整合させ、試験装置の国際共通化を図ることで、防護服製品の国際的信用を高めることができる期待できる。さらに、この改正により、安全衛生規則で着用が義務づけられる防護服製品の切断抵抗性評価が適切なものとなり、結果として製品の性能が正しく評価されると同時に、より安全な製品開発・製造に寄与することが期待される。

- ・規定項目又は改正点  
主な改正点は、次のとおり。
  - ・規格名称において、駆動方式を明示する必要がないことから「フライホイール駆動式」の語句を削除し、「チェーンソーでの切断性試験に用いる試験装置」とする。
  - ・装置において、技術の進歩に対応した新しい形式のチェーンに関する規定を追加し、測定精度の向上のために試験機の校正方法を変更し、チェーン張力測定方法を追加する。
    - ・キャリブレーション材料において、現在の実態に即したキャリブレーション材料の仕様を反映した内容に改める。
    - ・切断試験において、試験に使用する新しいバッヂのキャリブレーション材料の性能が以前のバッヂと同等であることを確認する方法を追加し、試験精度を向上させるため、キャリブレーション材料試験をチェーン速度19m/sと21m/sの2水準で行うよう改める。

#### 原案作成に関する事項

原案作成機関名 公益社団法人 日本保安用品協会  
一般財団法人 日本規格協会

- ・原案作成区分 法第12条による
- ・原案作成委員会の構成表及び開催状況は、別紙に記載のとおり。

#### 日本産業標準調査会の審議に関する事項

- ・部会名：標準第一部会
- ・専門委員会名：保安技術
- ・審議経過  
専門委員会議決年月日 令和3年11月22日  
部会議決年月日

- ・審議中問題となった点

#### 国際流通への影響に関する事項

- ・対応する国際規格及びそれらの規格との整合性  
M O D  
ISO 11393-1 : 2018
- ・特許権等  
無

## 別紙

## 1. 産業標準原案名

- 手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第1部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いるフライホイール駆動式試験装置

## 2. 原案作成委員会の委員構成表

## 2. 1 委員会

		氏名	所属	種別
(委員長)	○	山田 晃也	防衛装備庁艦艇装備研究所	中立者
(幹事)	○	横川 重宏	東レ・デュポン株式会社(2020年6月まで)	生産者
	○	竹田 悠太	東レ・デュポン株式会社(2020年7月から)	
(委員)	○	関口 直人	経済産業省製造産業局生活製品課(2020年7月まで)	中立者
	○	大村 優久	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (2020年3月まで)	
	○	佐藤 誠	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (2020年4月から)	
	○	森 満輝	林野庁林政部経営課林業労働対策室	
	○	古田 豊	一般財団法人日本規格協会	
	○	黒川 裕介	一般財団法人日本品質保証機構	
	○	松村 哲也	東京大学大学院農学生命科学研究科	
	○	辻 創	一般財団法人カケンテストセンター	
	○	鹿島 潤	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所	使用者
	○	二口 文彦	一般社団法人林業機械化協会(2020年5月まで)	
(関係者)	○	坂田 幹人	一般社団法人林業機械化協会(2020年6月から)	
	○	樋野 浩平	林業・木材製造業労働災害防止協会(2020年6月まで)	
	○	庭山 佳宏	林業・木材製造業労働災害防止協会(2020年7月から)	
	○	澁谷 健一	建設業労働災害防止協会(2020年3月まで)	
	○	堀田 光乃	建設業労働災害防止協会(2020年4月から)	
	○	藤井 尚則	中央労働災害防止協会	
	○	渡邊 学	株式会社トーヨー	生産者
	○	小松 一成	株式会社マックス	
	○	持丸 知宏	ハスクバーナ・ゼノア株式会社	
	○	山本 直之	山本光学株式会社	
	○	高橋 秀雄	帝国繊維株式会社	
(事務局)	○	鈴木 裕生	アゼアス株式会社	販売者
	○	松村 不二夫	ミドリ安全株式会社	
	○	金子 浩一	経済産業省製造産業局生活製品課(2020年8月から)	
(関係者)	○	渡邊 真和	経済産業省産業技術環境局国際標準課 (2020年7月まで)	－
	○	葛本 祥子	経済産業省産業技術環境局国際標準課 (2020年8月から)	
	○	宇井 翔平	一般財団法人カケンテストセンター東京事業所	
	○	関口 隆	林野庁林政部経営課林業労働対策室	
	○	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会	
	○	伊丹 時雄	公益社団法人日本保安用品協会	
(事務局)	○	森谷 正彦	公益社団法人日本保安用品協会	
	○	伊藤 大悟	公益社団法人日本保安用品協会	
注記 ○印は、分科会委員を兼ねる。				

2. 2 分科会

	氏名	所属
(委員長)	山田 晃也	防衛装備庁 艦艇装備研究所
(幹事)	横川 重宏 竹田 悠太	東レ・デュポン株式会社 (2020年6月まで) 東レ・デュポン株式会社 (2020年7月から)
(委員)	松村 哲也 辻 創 濵谷 健一 堀田 光乃 藤井 尚則 渡邊 学 小松 一成 持丸 知宏 山本 直之 高橋 秀雄 鈴木 裕生 山田 亨	東京大学大学院農学生命科学研究科 一般財団法人労働安全衛生センター 建設業労働災害防止協会 (2020年3月まで) 建設業労働災害防止協会 (2020年4月から) 中央労働災害防止協会 株式会社トーヨー 株式会社マックス ハスクバーナ・ゼノア株式会社 山本光学株式会社 帝国繊維株式会社 アゼアス株式会社 ミドリ安全株式会社
(関係者)	宇井 翔平 野原 由樹子	一般財団法人労働安全衛生センター東京事業所 一般社団法人日本防護服協議会
(事務局)	伊丹 時雄 森谷 正彦 伊藤 大悟	公益社団法人日本保安用品協会 公益社団法人日本保安用品協会 公益社団法人日本保安用品協会

3. 委員会開催状況（分科会を含む。）

開催年月日	委員会区分	出席者数（名）
2019年12月19日	第1回委員会	16/21
2019年12月19日	第1回分科会	11/13
2020年2月6日	第2回分科会	11/13
2020年4月15日	第3回分科会	13/13
2020年6月23日	第2回委員会	16/21
2020年6月30日	第4回分科会	12/13
2020年7月29日	第5回分科会	11/13
2020年8月27日	第6回分科会	11/13
2020年9月10日	第7回分科会	11/13
2020年10月29日	第3回委員会	15/20

## 産業標準等調査審議報告書（制定・改正）

### 制定・改正の別

改正

### 産業標準案(制定)・日本産業規格の改正案(改正)の番号及び名称

規格番号 JIS T8125-2

規格名称 手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第2部：脚部防護服

改正の場合、現行規格名称 手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第2部：脚部防護服の試験方法及び要求性能

### 主務大臣

経済産業大臣、厚生労働大臣

### 制定・改正の内容等に関する事項

- ・制定・改正の必要性及び期待効果

#### 【必要性】

この規格は、個人用防護装備の識別、表示及び使用者のための情報についての要求事項を含み、手持ちチェーンソーによる切断を防護する脚部防護服のタイプ、性能及びその試験方法について、ISO 11393-2:1999 を対応国際規格として 2009 年に制定された。その後、対応国際規格は、下肢防護服にチャップスの規定が新たに追加され、さらに切断に対する抵抗性を評価するカットスルーの定義も変更されて、2018 年に改訂された。

また、国内動向として、林業における労働災害による死者数が平成 23 年度以降 40 名前後 のまま推移し改善が見られず、その中で約 6 割がチェーンソーを使った伐木作業での労働災害によるものであることから、平成 30 年 3 月に JIS を引用した「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項が改正された。さらに、令和元年 8 月に労働安全衛生規則が改正され、チェーンソー作業者には日本産業規格 T8125-2 に適合する防護ズボン、チャップスの下肢防護服の着用が義務づけられた（令和元年 8 月施行）。しかしながら、現行 JIS には、下肢保護衣として今般広く多用されてきているチャップスについての記載がないため、JIS へチャップスを盛り込むよう強く要望が出されている。このような状況を踏まえ、国際規格との整合及び現在の技術の実態に即した規格とするため、JIS を早期に改正する必要がある。

#### 【期待効果】

国際規格に整合させ、下肢保護具としてのチャップスを新たに規定し、下肢防護服の要求性能及び試験方法の国際共通化を図ることで、防護服製品の国際的信用を高めることができる。

また、防護服の設計基準が拡大されることにより、防護服の選択肢が広がり、作業者の安全性確保に寄与し、伐木作業におけるチェーンソーによる労働災害の減少を期待できる。さらに国際規格に準拠した製品が増え、輸出拡大の機会も増えることも期待できる。

- ・規定項目又は改正点

主な改正点は、次のとおり。

- ・規格名称において、「第2部：脚部防護服の試験方法及び要求性能」を「第2部：脚部防護服」と変更する。

・用語及び定義において、新たに追加するデザインの用語の「チャップス」とズボンとの違いを明確にするため、「レギンス」を追加し、切断抵抗性試験結果の判定の明確化のため、「カットスルー」の定義を適切な内容に改める。

・一般的デザインとして、現状ではあまり使用されていないタイプBのズボンを削除し、着用時の快適性を向上させる下肢保護具として、チャップスを新たにタイプBとして追加する。

- ・試験方法において、安全性及び快適性を客観的に評価するため、エルゴノミクス（人間工学的）試験を新たに追加する。

#### 原案作成に関する事項

原案作成機関名 公益社団法人 日本保安用品協会  
一般財団法人 日本規格協会

- ・原案作成区分 法第12条による
- ・原案作成委員会の構成表及び開催状況は、別紙に記載のとおり。

#### 日本産業標準調査会の審議に関する事項

- ・部会名：標準第一部会
- ・専門委員会名：保安技術
- ・審議経過  
専門委員会議決年月日 令和3年11月22日  
部会議決年月日
- ・審議中問題となった点

#### 国際流通への影響に関する事項

- ・対応する国際規格及びそれらの規格との整合性  
MOD  
ISO 11393-2 : 2018
- ・特許権等  
無

## 別紙

## 1. 産業標準原案名

- ・手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第2部：脚部防護服の試験方法及び要求性能

## 2. 原案作成委員会の委員構成表

## 2. 1 委員会

		氏名	所属	種別
(委員長)	○	山田 晃也	防衛装備庁艦艇装備研究所	中立者
(幹事)	○	横川 重宏	東レ・デュポン株式会社(2020年6月まで)	生産者
	○	竹田 悠太	東レ・デュポン株式会社(2020年7月から)	
(委員)	○	関口 直人	経済産業省製造産業局生活製品課(2020年7月まで)	中立者
	○	大村 優久	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (2020年3月まで)	
	○	佐藤 誠	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (2020年4月から)	
	○	森 満輝	林野庁林政部経営課林業労働対策室	
	○	古田 豊	一般財団法人日本規格協会	
	○	黒川 裕介	一般財団法人日本品質保証機構	
	○	松村 哲也	東京大学大学院農学生命科学研究科	
	○	辻 創	一般財団法人カケンテストセンター	
	○	鹿島 潤	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所	使用者
	○	二口 文彦	一般社団法人林業機械化協会(2020年5月まで)	
(関係者)	○	坂田 幹人	一般社団法人林業機械化協会(2020年6月から)	
	○	樋野 浩平	林業・木材製造業労働災害防止協会(2020年6月まで)	
	○	庭山 佳宏	林業・木材製造業労働災害防止協会(2020年7月から)	
	○	濱谷 健一	建設業労働災害防止協会(2020年3月まで)	
	○	堀田 光乃	建設業労働災害防止協会(2020年4月から)	
	○	藤井 尚則	中央労働災害防止協会	
	○	渡邊 学	株式会社トーヨー	生産者
	○	小松 一成	株式会社マックス	
	○	持丸 知宏	ハスクバーナ・ゼノア株式会社	
	○	山本 直之	山本光学株式会社	
	○	高橋 秀雄	帝国繊維株式会社	
(事務局)	○	鈴木 裕生	アゼアス株式会社	販売者
	○	松村 不二夫	ミドリ安全株式会社	
	○	金子 浩一	経済産業省製造産業局生活製品課(2020年8月から)	
(関係者)	○	渡邊 真和	経済産業省産業技術環境局国際標準課 (2020年7月まで)	－
	○	葛本 祥子	経済産業省産業技術環境局国際標準課 (2020年8月から)	
	○	宇井 翔平	一般財団法人カケンテストセンター	
	○	関口 隆	林野庁林政部経営課林業労働対策室	
	○	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会	
	○	伊丹 時雄	公益社団法人日本保安用品協会	
(事務局)	○	森谷 正彦	公益社団法人日本保安用品協会	
	○	伊藤 大悟	公益社団法人日本保安用品協会	
注記 ○印は、分科会委員を兼ねる。				

2. 2 分科会

	氏名	所属
(委員長)	山田 晃也	防衛装備庁艦艇装備研究所
(幹事)	横川 重宏	東レ・デュポン株式会社（2020年6月まで）
	竹田 悠太	東レ・デュポン株式会社（2020年7月から）
(委員)	松村 哲也	東京大学大学院農学生命科学研究科
	辻 創	一般財団法人ケンテストセンター
	濱谷 健一	建設業労働災害防止協会（2020年3月まで）
	堀田 光乃	建設業労働災害防止協会（2020年4月から）
	藤井 尚則	中央労働災害防止協会
	渡邊 学	株式会社トヨ
	小松 一成	株式会社マックス
	持丸 知宏	ハスクバーナ・ゼノア株式会社
	山本 直之	山本光学株式会社
	高橋 秀雄	帝国繊維株式会社
	鈴木 裕生	アゼアス株式会社
	山田 亨	ミドリ安全株式会社
(関係者)	宇井 翔平	一般財団法人ケンテストセンター
	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会
(事務局)	伊丹 時雄	公益社団法人日本保安用品協会
	森谷 正彦	公益社団法人日本保安用品協会
	伊藤 大悟	公益社団法人日本保安用品協会

3. 委員会開催状況（分科会を含む。）

開催年月日	委員会区分	出席者数（名）
2019年12月19日	第1回委員会	16/21
2019年12月19日	第1回分科会	11/13
2020年2月6日	第2回分科会	11/13
2020年4月15日	第3回分科会	13/13
2020年6月23日	第2回委員会	16/21
2020年6月30日	第4回分科会	12/13
2020年7月29日	第5回分科会	11/13
2020年8月27日	第6回分科会	11/13
2020年9月10日	第7回分科会	11/13
2020年10月29日	第3回委員会	15/20